

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 経済政策課	
許 認 可 等 名	行政財産の目的外使用許可(蔵本駅前用地)	
根 拠 法 令	地方自治法	
根 拠 条 項	第238条の4第7項	
連 絡 先	(電話 621-5225)	
審 査 基 準	<p>行政財産の目的外使用の許可は、次の各号のいずれかに該当するときであって、かつ、当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認められるときに限り行うものとする。</p> <p>(1) 本市の事務事業と密接な関連を有し、又はその円滑な執行に寄与するとき。</p> <p>(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため特に必要と認められるとき。</p> <p>(3) 職員の福利厚生又は公の施設の利用者の便宜を図るものと認められるとき。</p> <p>(4) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会、選挙等の用に短期間使用させるとき。</p> <p>(5) 運送事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業に供することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(6) 災害その他の緊急事態の発生により応急の用に供するため極めて短期間使用させるとき。</p> <p>(7) その他市長が特別の事由があると認めるとき。</p>	
	参 考 事 項	<p>許可の対象となる行政財産が蔵本駅前の土地であり、近隣の不法駐車防止のために昭和54年に駐車場として整備したものである。このため、行政財産の使用許可については、地元の蔵本地域活性化推進協議会に対して行っている。</p> <p>(協議会が当該土地を駅前駐車場として管理運営している)</p>
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 日(休日を除く・休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由) 標準処理期間は設定していません。</p> <p>4月1日付けで蔵本地域活性化推進協議会から行政財産の使用許可の申請が提出されるので速やかに処理を行い、許可書を送付しています。</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)